

# ネットワーク

全北海道教職員組合 障教部通信 2012/No. 4

## 全教障害児教育部第23回総会報告

道教組障教部部长 渡邊 悌

2012/04/29、30の両日エデュカス東京で23回総会が開催されました。道教組障教部から渡邊、道高教組からは三田村部長が参加しました。積極的に討論参加し、道高教組との打ち合わせも積極的に行い、今年度の活動の方向性について練り上げてきました。

今回は総会の報告をさせていただきます。

<議案提案>

第1号議案

1、障害児教育をめぐる情勢と教育条件整備をめぐる運動

(1) 野田政権、自公、維新の会の本質は共通

- ・ 自立支援法の問題点→基本合意を反古に。基本合意の内容比率で1/60しかその趣旨を取り入れていない。比較表を参照→参議委員を通過した
- ・ 基本合意に基づく自立支援法を作る意見書を多くの都道府県から上げさせた→大きな運動。各政党を含めて全会一致で挙げさせている市町村は178市町村。それだけ、市町村レベルでは切実な課題
- ・ 自立支援法の取り組みと消費税を上げさせない取り組みが急務→障害者の生活を圧迫するから
- ・ 障害区分認定を変えさせる取り組みも含め、三つの取り組みが必要

2) 障害児教育が正念場

- ・ 特特委員会の動向が最終的なまとめの段階。就学指導委員会を教育指導委員会へ。就学後も支援する体制への制度的変更へ→全教の意見が反映
- ・ 支援教室化への動きが活発化→固定式学級をなくすのに委員会の委員から反対意見→「今はできないけど、今から教室化へ向けた準備を進める」という方向性が出て、予断は許さない。「専門性が担保できない」などの理由で
- ・ 寄宿舎の役割も検討が提起された。新しい動

き

- ・ 次回の五月に最終的な提案。過大、過密の問題には二、三行触れられているが、「設置基準」の問題は全く触れられていない。ここに大きな問題点有り
  - ・ 「合理的配慮」について意見が全教に求められた。
- (2) 設置基準を求める取り組み
- ・ 六月に署名を集約→これも課題設定になる
  - ・ 基準を作らないのは「様々な障害にあわせるため」と文科省は一点張り
  - ・ 非正規雇用の問題
- 2、支援学級の問題
- ・ 専門性の確保を保障するため、島根県と埼玉が障害児学級枠の教職員採用特別枠を作った。今回の方針でも「枠を作れ」という方針を出した。多くの意見を出してほしい
- 3、学校作り
- ・ 「共同づくり」、父母、他団体との共同で今の現状を変革できる戦いが可能
  - ・ 支援学級担当者の週あたりの時数は3.6時間増えている→精神疾患の増加、退職前にやめる教職員増
  - ・ 保護者との連帯が作りにくくなっている現状がある。しかし、その部分を見失うのではなく、父母との連帯からしか現状打開の取り組みは生まれない。
  - ・ 青年との連帯 学習交流集会の取り組み
  - ・ 神奈川障教組が全教に参加決定→「全教障教部の実践が比類稀なる実践」と高く評価して加入を組織として決定した

<方針の提案>

- ・ 寄宿舎を「通学保障」ではなく「生活指導の場」から合理的配慮による「家族の子育てや生活支援の場」ととらえる
- ・ 新自由主義に基づく、制度改悪「子育て新シ

STEM」などに反対する

#### 〈質問〉

- ・ 医療的ケアについて→一部法改正で「学校でもできる」ことになったので、研修を受けさせることへ動いている→「強制につながらないように」、学校での必要性をあるところでは進める→通常学級での医療的ケアも今後出てくるのが予想される
- ・ 障害児学校の採用枠は合意が得られている（北海道でも取り組んでいる）が、学級での場合は「分掌」としてとらえる場合が多く、合意されていない。しかし、「専門性」の確保を考えると必要である。
- ・ 「合理的配慮」を「基礎的環境整備」と「個別の合理的配慮」に区別して捉えている。「基礎的環境整備」は国とか行政がやるが、「個別の合理的配慮」個々の学校現場でやるという文言になっている。そうすると、国は、肢体不自由の子どもが入学し、スロープが必要な場合、設備は作るが、その子への教育的アプローチは「各学校での配慮」として行政の取り組みを放棄するものである。

#### 〈討論〉

- ・ 神奈川障教祖・・・全教への組織加入を決定した。全教との方針は同じだから。
- ・ 広島・・・県教委は全障研全国大会は「学習指導要領」を批判しているので後援できない支援学級に入ると交流学級の教科書はもらえない。週案が厳しくなった。
- ・ 兵庫・・・それぞれの自治体に二名の「生活指導教員」を配置している。使い勝手がいい。多人数加配が昨年度から実施。介護員や支援員も配置。特別学級の申請なども組合で照りくみができるようになる
- ・ 青森・・・毎年学級の先生は替わる。専門性を持ってやれるようになるとよい。
- ・ 宮城・・・学校におけるパワハラ問題が増えている。震災後。被災地に一番近い養護学校は市の巻支援学校で、避難所になっているので、開校式は遅かったが、校長は行事なども平常通りやろうとして、先生方は疲弊している。小、中、高から特別支援学校に来る。特別採用枠をもうけろと要求。学校を生き生きさせていく方法論。「医療的ケア」による看護師配置を各学校でしようとしている。しかし、労働条件の悪化と強化につながり、やめてしまう状況が続いている。

- ・ 香川・・・寄宿舍指導員。期限付きの職員が多い
- ・ 埼玉・・・障害種別ではやっていけないので、ミックスでやっている。いろんな子どもがいる。臨任なしにはやっていけない。埼玉では特別枠をやりはじめた。組合は必要と考えている。高等養護学校の受験資格の問題。発達障害の子ども達は受験資格がない。「療育手帳」「医師の診断書」が必要になるから。
- ・ 京都・・・特別支援教室 100 配置。教室化へ進められている。通常学校を見ての支援学級、採用枠は反対、研修保障が必要

#### 〈二日目〉

- ・ 京都・・・自民党や民社党なども誓願を聞いてくれたり、議会で自民党が誓願趣旨を受け入れて質問をするなどの変化が出てきた。
- ・ 滋賀・・・教育委員会は入舎させたくない。この中で二名の入舎。母親が訴えを出し、それを取り下げること条件に入舎を認める。もう一つは、父親が出てきて訴える。その結果校長が入舎を認める。情勢を動かすのは親だ
- ・ 愛知・・・自らの体の不調、介護で休む人が多くなった。しっかりした支えが、組合加入のポイントになる。弱気にならず、しっかり訴える必要がある。「組合」についての意味をきちんと伝える必要がある。若い人から若い人に訴える雰囲気を作ることが大事
- ・ 滋賀・・・臨時教職員の雇い止めがあった。全県挙げての運動をしてきた。労働条件の抜本的改革を求めた。交渉で多くの発言が組織できた。それは、臨時教職員の「怒り」と「誇り」がベースにあったから。賃金の四号俵アップを勝ち取る。臨時の時に八名が加入し、そのつながりで21人の新採が加入した。
- ・ 埼玉・・・早期退職 41 人。半数以上が定年を迎えられない。仲間がいない。
- ・ 香川・・・就職率や定着率がよかったが、今年八名が退職。倒産のため。大規模化の問題。権利の主体が動かないと行政は動かない。運動を組織するのは難しくなっている。保護者の問題意識も変わってきている。

#### 4、第二号議案提案

##### 学習交流集会の概要

##### 討論のまとめ

- ・ 34 組織から 57 名の参加。30 名の発言
- ・ 独自の採用枠、島根、埼玉。「専門性と継続

性の担保」。常任委員会の論議では、それができていない背景は人事異動。教室化とどのように対峙すればよいかを考えたときに、独自枠の必要性がある。臨時教員や、通常学級経験者で支援学級の専門性を蓄積していくことが可能なのか？

#### ＜医療的ケアについて＞

・介護保険法一部改正により、研修を受けた介護職員等たんの吸引ができる。通常学級での適応も考えている。

#### ＜特特委員会について＞

- ・通常の学級、通級による指導、無特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学び場を用意しておくことが必要
- ・就学相談。就学先決定のあり方について障害のある子どもの教育相談・支援について乳幼児期を含め早期から行うことが必要。そのためのモデル事業を国は実施、それを参考にしながら、全国的に取り組んでいく
- ・就学先は、保護者との合意の上に、最終的には市町村教育委員会が決定
- ・保護者との意見調整ができない場合、第三者的立場で関われるような相談できる体制作り
- ・就学後も継続的な教育相談を行い、個別の指導計画を見直す中で、柔軟に就学先の見直しを図り適切な支援を
- ・市町村教育委員会は保護者。本人に相談。情報提供できる体制を作る。都道府県は専門的な相談。助言機能を充実。強化

#### ＜渡邊の発言内容＞

- ① 学級の採用試験特別枠について「子どもの発

達保障から求められる専門性」「通常学級を体験することで、通常学級担任の視点で特別支援が進められる」という意見、もう一つの意見としては「学校の核になる支援学級の先生の孤立化、同僚性をどのように配慮するのか」という問題を考える必要がある

- ・北海道は13単組連絡会、養護学校は道立で義務は市町村枠の採用。管内移動が基本。道立校と義務校の人事配置の活性化を組合要求で進めていく。現在は、移動するときに一度退職届を出す
  - ・今では校内人事の一環でかわりばんこに支援学級担任になるため、一人担任が多い→だから専門性がない。教室が学校の奥で、職員室も別。校内研修も特別枠
  - ・支援学級担任は、コーディネータ任命により、学校作りの核になっている。インクルーシブの学校作り「核」には「専門性」も必要だが、しっかり職場に根付く必要もある。現場職員の支持がないコーディネータのストレスは大きい
- ② 学習交流集会の取り組みについて
    - ・「共済と組合員拡大を呼びかけると1000円」常任で十名を義務づけ、旅費の補助に
    - ・青年に呼びかけ。北海道で19名の参加。
    - ・高教祖との共同声明文づくりについて
    - ・勤務実態調査について、無駄な各書類の書き直し(出勤簿、外勤簿等)、興会総会、長期休業中、運動会、参観日で早く帰るが、セキュリティをかけることで児童記録、それが問題になり、監査の対象に。日時様な態に目を向けなくて、腹が立つ。休日の勤務は条例で変更できない、それを変えさせる運動会の勤務を変えさせる。

## 上川からの報告です

### 上川教職員組合障教部をご紹介します

今年度、上川教組の特別支援教育に携わっている組合員は8名で、中学校1名、小学校7名です。内訳は学級担任として知的障害2名、自閉・情緒障害1名、肢体不自由1名、言語障害1名で、特別支援フリーとして3名です。

組織内に、特別支援部としての位置づけは特に定まっておらず、学習会や会議等で顔を合わせたときに情報や学習の交流を個人的に行っている程度で、組織的な活動が出来ていないのが現状です。顔を合わせたときには、子どもへの対応、学級経営のあり方、校内的な取り組みなど様々な課題や悩みを話し合っています。その中で、校内的な特別支援に対する考え

や、体制がそれぞれの学校でまちまちで、十分な支援や対応がしきれていなかったり、思うように動けなかったりしている事が話題になることが多いです。

今後の課題としては、点在している組合員の情報や悩みに応えていける手段を工夫し、繋がりをとれるよう組織していきたいところです。

(文責 中村)

**今年度から、新たに道教組障教部常任委員になりました。  
よろしくお願いします。**

全空知教組 田代 和恵

障教部執行委員になりました、空知教組田代和恵です。小学校で特別支援学級の担任をしています。

支援学級をもって3年目です。わからないことだらけ、知らないことだらけ、でしたが、いい同僚に恵まれなんとか形にしてきた1年目はあっという間に過ぎました。経験深い同僚がすべて異動し、学校の特別支援をまとめる立場になってしまった2年目。この時、特別支援学級の設置・個別学習の時数をめぐって調査が入ると言われ、助けが欲しかった時に、この道教組障教部のメーリングリストでベテランの先生方とつながることができました。そこで、アドバイスをもらったり障教部フォーラムなどの学習会に参加したりして、目からウロコのお話を聞くことができました。



そして3年目の今年、滋賀の全国学習交流会に参加させていただき、全国の仲間の報告を聞いたり討議したりする中で、「そうそう」「私も同じ!」と、思いは同じだったことに心強く感じました。また、困難でありながらもいい教育をしたい、と奮闘している仲間がこんなにいることにうれしく思いました。

私は普通学級にも協力学級として支援に行きますが、そこでの子ども達は、やらなければいけないことに追われ本当に大事なことを学ぶ機会を失わされているような気がします。学力低下といわれて朝学習に宿題とせまられ、何のために学習や活動をしているのかわからず、苦しさを感じている子ども達が、息をつかせてくれと、もがいているように感じるのです。彼らも何か支援を、助けを、求めているように思うのです。だから、支援学級の子ども達と普通学級の子ども達をつなぎ、お互いにいい関係や学習ができるよう支援できたらと思っています。

特別な支援が必要な子ども達が生きやすい学校はいい学校。そんな思いで障教部執行委員になることにいたしました。しなければならないことよりしたいことができるようがんばりたいと思います。よろしくお願いします。

# 障教部の今後の方針と予定

障教部部長 渡邊 悌

## I、全教総会から

- ・ 六月に設置基準を求める署名を集約→これも課題設定になる
- ・ 専門性の確保という意図で鳥根県と埼玉県で障害児学級枠の教職員枠を作った。今回の方針でも「障害児学級採用特別枠を作れ」という方針を出した。→常任委員会では義務校と道立校の人事交流を活発化させることが、今の北海道の現状に有っていると結論

## II、道高教組との連携について

- ① 中札内分教室の要求書を道教組と連名で提出
  - ② 声明文の取り扱い  
新聞発表 七月下旬（道教委か道庁記者クラブで）に行い、高教祖の定数予算予備折衝に動機要素障教部も参加。一緒に要求を出す。今後は連携して、障教部として予算折衝していく。書記局にも了解済み
- ・ 学習交流集会 1/12（土）1/14（月）資料添付 IN埼玉（未参加者、若手優先 目標5名 渡邊レポート発表）
  - ・ 7/21（土）夏の学習交流集会（高教祖主催）に共同開催
  - ・ 7/22（日）常任委員会（午前か午後は高教祖と合同の常任委員会）

## III、独自課題

- ① アンケートとネットワーク（通信）作成
  - ② 役割分担、担当者決めと窓口担当者と連絡確認
- ・ 各単組の担当を常任で決め、担当常任は各単組の窓口担当者と連絡をとり、今年度の担当を確認する。担当者が各単組窓口担当者に変更等の確認を行う窓口担当者との連絡を密にする。全体の連絡調整（渡邊）、アンケート作成・集約（竹内）、ネットワーク発行、合同教研・フォーラム参加集約（中川）、合同教研・フォーラムの打ち合わせ（田代）

## IV、年間計画

- ・ 7/22 道高教組との合同常任委員会
- ・ 1学期中に通信「ネットワーク一号」発行
- ・ 8/4～5 寄宿舍学習交流集会 愛知（竹内）
- ・ 8/17～19 教育の集い
- ・ 9/15～16 全国障害児学級担当者会議（田代）
- ・ 11/4 障教部全国代表者会議（渡邊）
- ・ 1/12～14 全国障害児学級・学校学習交流集会 IN埼玉

# 第12回 全国障害児学級&学校 学習交流集会 in 埼玉

今年度の学習交流集会は埼玉です。今回も障教部としては複数以上の方々に参加して欲しいと考えています。期日、内容をお知らせしますのでご検討ください。「参加しようかな?」と思った方は遠慮無く、各単組・連絡会を通じてお知らせください。まっまーす。

期 日：2013年1月12日(土)～14日(月)  
会 場：12日全体会/埼玉会館小ホール(埼玉県さいたま市)  
13日・14日/埼玉会館・埼玉教育会館・埼玉共済会館

12日 (土)		12:00	13:00～17:00	18:30～
		受付	開会全体会 現地企画 記念講演:三木裕和さん(鳥取大学)	全体交流会
		埼玉会館小ホール		ホテルブリランテ
13日 (日)	9:30～11:30		12:30～17:30	18:30～
	・てんこ盛り講座 ・文化バザール		・特別講座 ・旬の実践分科会	交流会(各県ブロック・ 青年・障害児学級)
埼玉会館・埼玉教育会館・埼玉共済会館				
14日 (月)	9:30～12:00			
	教育フォーラム			
埼玉会館・埼玉教育会館				



障害児教育にかかわる全国のみなさん、来年1月の学習交流集会は埼玉でおこないます。全国のすぐれた実践や、子どもたちに伝えていきたい文化を一堂に集めました。日頃の成果や悩みも持ち寄って、ともに学び、交流しましょう。

参加すれば、子どもの見方が変わります。明日の授業にすぐに役立つヒントがもらえます。全国の仲間とつながることで元気が出ます。多くの方のご参加をお待ちしています。

# 学習交流集会の概要

< 1 日目 >

全体会

開会行事、現地企画

記念講演 三木裕和さん（鳥取大学）

< 2 日目 > 午前

- ・わくわくどきどき楽しい国語
- ・わくわくどきどき楽しい算数
- ・わくわくどきどき楽しい理科
- ・わくわくどきどき楽しい音楽
- ・わくわくどきどき楽しい美術
- ・わくわくどきどき楽しい体育
- ・障害児学級の授業づくり、学級づくり
- ・障害の重い子の発達を学ぶ
- ・元気にやろうよ性教育
- ・楽しく学ぼう働く力
- ・学ぼう LD・ADHD 児の指導
- ・自閉症児のココロ
- ・卒業後の生活を語る
- ・つながろう障害児学級
- ・集まれ臨時教職員

てんこ盛り講座



文化バザール

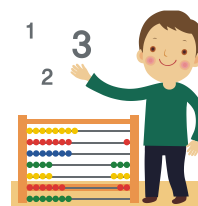
- ・中国ゴマ、マジック
- ・飛び出すカード作り
- ・パネルシアター
- ・手話うた
- ・世界のダンス



< 2 日目 > 午後

- ・障害児学級の実践（小）（中）
- ・発達障害児の教育実践（小）（中高）
- ・視覚障害児の教育実践
- ・聴覚障害児の教育実践
- ・発達の遅れと授業づくり、教育課程づくり
- ・自閉症、自閉的傾向の子どもたちの授業づくり、教育課程づくり（小）（中高）
- ・青年期の課題と授業づくり、教育課程づくり
- ・病弱、訪問の子どもたちの教育実践
- ・特別支援教育の動向、運動、学校づくり
- ・子どもの生活や卒業後を考える
- ・青年の実践

旬の実践分科会



< 3 日目 >

教育フォーラム

- ・生活の危機は発達の危機
- ・とっておきの授業づくり、学校づくり
- ・通常学級にいる困っている子どもたち
- ・高校、高等部における特別なニーズをもつ子どもたち
- ・保護者の思い

## 今年度のアンケートについて

昨年度は11月に集約締め切りを設定し、何とか年度末までに結果をまとめる予定でしたが、各単組・連絡会の都合や忙しい時期であったため集約が遅れ、やっと今年の2月に集約結果を報告することができました。

今年度は各単組・連絡会の協力を得ながら早めに取り組みたいと思います。今年度のアンケートでは各単組・連絡会からのご意見をいただき、設問の内容(項目)を検討したいと思います。

このため各単組・連絡会の「障害児教育部窓口」の先生にはお願いがあります。アンケートの内容(項目)にどのようなことを載せたらよいか(把握したいか)など、具体的にご意見をいただきたいと思います。次の欄にご記入のうえ、このままFAXで送ってください。

FAX送信元 (組合・連絡会)	(組合・連絡会) 障教部
FAX送信者	

FAX送信先：0143-55-5833  
(竹内宅)

締め切り：7月14日(土曜日)  
よろしく申し上げます。



## 署名の御協力

6月上旬に各単組・連絡会にお知らせしておりました、改めてお願いします。一次集約は7月上旬ですが、その後も二次、三次とありますのでお願いします。

集約送付先 083-0092 北海道中川郡池田町東二条十四番二十二

渡邊 悌宛

### 全国で不足している教室は 普通教室だけで 4810 以上も

全国の障害児学校で不足している教室が、普通教室だけで 4810 にのぼることを文部科学省は発表しています（実際の不足数はもっと多いと考えられます）。医療的なケア

が必要な子どもと動き回る子どもが、同じ空間で過ごさざるをえない状況さえ生まれています。トイレの数さえ足りず、待ちきれずに失敗してしまう子どももいます。

子どもたちの学ぶ権利、いのち・健康を守って

### 過大・過密を解消するため

文部科学省の責任で



教室はカーテンで  
間仕切り  
特別教室はない

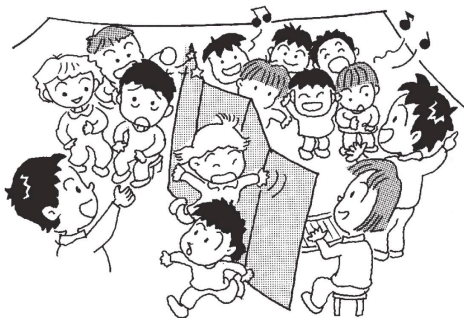
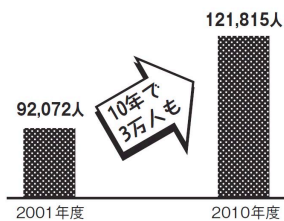
小中学校や高等学校で、カーテンを間仕切りにした教室が想像できるでしょうか。ところが、知的障害や肢体不自由など、特別な手だてが必要な子どもたちが学ぶ障害児学校ではそれが普通に行われ、図書室などの特別教室がほとんどない学校も多くなっています。この問題の根本は、学校の規模や施設について定める「学校設置基準」が障害児学校だけにないことです。

## 「設置基準」策定を 障害児学校に

障害児学校は10年で  
3万人も増加

この10年間で障害児学校の在籍者は約3万人増えています。しかし学校建設はほとんど行われず、学校はどんどんマンモス化しています。学校設置の最低基準である「学校設置基準」を文部科学省の責任で策定することが何より重要です。当面、都道府県が学校建設を地域の実情に合わせて早急にすすめることを求めます。

特別支援学校  
児童生徒数の推移



いますぐ都道府県で  
学校建設をすすめて下さい

全教 (全日本教職員組合)・教組共闘連絡会

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館 3F  
TEL 03-5211-0123 FAX 03-5211-0124  
E-mail zenkyo@zenkyo.org URL http://www.zenkyo.biz

北海道高等学校教職員組合連合会  
障害児学校部  
全北海道教職員組合 障害児教育部

2012-2

# 障害児学校に「設置基準」策定を求める要請署名

文部科学大臣 様

全日本教職員組合・教組共闘連絡会  
神奈川県立障害児学校教職員組合  
長野県障害児学校教職員組合  
東京都障害児学校教職員組合

## 【要請趣旨】

### カーテンで間仕切り、特別教室がない

全国的に障害児学校の児童・生徒数の増加がすすみ、特に知的障害を対象とした障害児学校はこの10年間に19,000人の増加となっています。児童・生徒数の急増に教育条件の整備が全く追いつかない現在の状況は、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、一つの教室を薄いカーテン1枚で仕切った教室は狭く、隣のクラスの先生や子どもの声も筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。図書室や理科室、個別指導の部屋など特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子どもと動き回る子どもが同じ空間で過ごさざるをえない状況さえ生まれています。トイレの数さえ足りなくなり、待ちきれなくて失敗する子どもも、子どもの自尊心を傷つけています。

### 障害児学校にだけ「学校設置基準」がありません

全国で不足している教室が、普通教室だけで4、810にのぼることを文科省調査も認めています（実際の不足数はもっと多いと考えられます）。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある「学校設置基準」が障害児学校だけがないことです。「設置基準」というのは、「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされています。小学校の設置基準では、12～18学級が「標準とする」とされ、それ以上は「過大校」という扱いとなり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、障害児学校では80学級を超える学校あっても、普通教室をカーテンで仕切ったり、特別教室をつぶしてしまったり、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校増設は進んでいません。

上記の実態を踏まえ、ただちに下記の事項について実現するよう、要請します。

## 【要請事項】

- 1 障害児学校の過大・過密を解消するために、文部科学省の責任で障害児学校に「設置基準」を策定して下さい。
- 2 当面、学級数が18～24学級、児童生徒数が150人を超える学校は、それ以下になるよう、都道府県が学校建設を行うようすすめてください。

氏名	住所